

(証券コード9351)
平成24年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番8号

東洋埠頭株式会社

取締役社長 三 浦 等

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
オフィスタワーX貸会議室2 （晴海トリトンスクエア X棟5階）
3. 目的事項
報告事項 1. 第101期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第101期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ウェブサイト掲載分につきましてはご希望される株主様には郵送またはFAX送信させていただきますので当社総務部（03-5560-2701）までお申し出ください。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当社ウェブサイト <http://www.toyofuto.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済の情勢は、震災に起因する電力供給の制約や原子力災害の影響を受け、厳しい状況で推移しておりましたが、復旧が進むにつれ、景気にも緩やかな回復の兆しが見られてまいりました。しかし年度後半に入ると、欧州の金融不安などを背景とした急速な円高や原油・天然ガス等エネルギー価格の上昇などにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当埠頭・倉庫業界においては、期初には震災の影響により企業の生産が停滞していた間、多大な影響を受けましたが、下期に入ると入庫数量、保管残高数量とも前期と同水準にまで回復いたしました。しかしながら、日本経済の情勢と同じく、今後は円高の長期化等、荷主企業へ影響を及ぼす不安要因が数多く存在することから、厳しい状況となることが予想されます。

このような事業環境の中、当社グループは、主力である国内総合物流事業において、埠頭貨物の取扱い数量は前期を下回りましたが、倉庫貨物の集荷に全力を挙げ、前期を上回る取扱い数量とすることができました。また、志布志地区で新倉庫を稼働させた他、常陸那珂地区に新しい物流施設を完成させ、業績向上に努めました。もうひとつの事業セグメントである国際物流事業は、集荷が計画どおりに進まなかったことから、前期実績を下回りました。

以上により、当期の営業収入は、344億8千4百万円（前期比32億5千2百万円、10.4%の増収）、営業利益は15億8千1百万円（前期比2億1千4百万円、15.7%の増益）、経常利益は15億3千6百万円（前期比2億3千7百万円、18.3%の増益）となりました。

当期純利益は、公開買付に応じたことによる投資有価証券売却益（3億8千万円）の計上もあり、9億7千3百万円（前期比8億9千8百万円の増益）となりました。

セグメントの概況は次のとおりであります。

○国内総合物流事業

〈倉庫業〉

倉庫業における入出庫数量は、341万トン（前期335万トン）、平均保管残高は、25万トン（前期23万トン）でありました。

一般貨物では、米や紙製品など取扱いが減少したものもありましたが、常陸那珂地区での新規集荷や志布志地区で新倉庫を稼働させたことなどで、その他の貨物は概ね前期より増加しました。

輸入青果物は、野菜が減少した他は、主力のバナナをはじめ全般的に前期を上回る取扱いとなりました。

冷蔵倉庫貨物は、農産物や冷凍水産物が増加し、前期を上回る取扱いとなりました。

倉庫業の営業収入は、106億3千7百万円となり、前期比7.4%の増収となりました。

《港湾運送業》

本船揚げによるバラ貨物の埠頭取扱数量は、546万トン（前期553万トン）となりました。

穀物類は、川崎、鹿島、志布志各地区とも増加し、前期を上回る取扱いとなりました。石炭類は、川崎地区、豊洲地区ともに取扱いが大きく減少し、前期を下回りました。その他の貨物は、減少した貨物もありましたが、全般的には取扱いが増加しました。また、バラ貨物以外の本船揚げ貨物は、輸入青果物は堅調でしたが、紙製品の取扱いは減少しました。

コンテナ取扱数量は、常陸那珂地区は震災によりヤード機能が停止していたため、取扱いが減少しましたが、東扇島と志布志両地区が増加したことから、全体では前期を上回る取扱いとなりました。

港湾運送業の営業収入は、78億8千7百万円となり、前期比7.3%の増収となりました。

《自動車運送業》

自動車運送業務は、震災の復旧に伴い輸送量も増え、営業収入は、62億7千6百万円となり、前期比13.0%の増収となりました。

《その他の業務》

その他の業務では、物流関連施設の賃貸業務をはじめ、海上運送・通関・工場構内作業など全般的に取扱いが増加しました。

その他の業務の営業収入は、76億6千万円となり、前期比18.1%の増収となりました。

以上の結果、国内総合物流事業全体の営業収入は、324億6千2百万円となり、前期比10.8%の増収、営業利益は15億8千6百万円となり、前期比23.3%の増益となりました。

○国際物流事業

当セグメントは、連結子会社である株式会社東洋トランスとロシアの現地法人である〇〇〇東洋トランス、〇〇〇TB東洋トランスの3社で構成されています。

ロシア経済は引き続き堅調であります。株式会社東洋トランスの取扱数量は、円高の影響を受け、日本からの輸出業務が減少したため、前期実績を下回りました。また、ロシア現地法人の2社も自動車運送や航空運送が増加し、売上げは伸ばしたものの倉庫貨物の集荷が想定どおり進まず、前期実績を下回りました。

国際物流事業における営業収入は、20億6千8百万円となり、前期比4.2%の増収、営業利益は1千3百万円の損失となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成・取得した主要設備
 - ・川崎支店 空調機更新
 - ・鹿島支店 物流施設 (6,564㎡)
 - ・博多支店 倉庫定温化 (1,053㎡)
 - ・志布志支店 普通倉庫 (2,011㎡)
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当なし
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
 - ・川崎支店 大型荷役機械撤去

(3) 資金調達の状況

社債や新株式発行等による資金調達はありません。

金融機関からの借入れによって資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

平成24年度の日本経済は、震災による生産、流通の停滞期を乗り越え、回復基調にあるものの、依然として円高、デフレの影響が懸念されることや、海外景気の下振れによるリスクが残っていることなど不透明な状況が続くと思われま

す。埠頭・倉庫を含めた物流業界においても、復興に向けて国内の生産活動が回復していくに伴い、荷動きが改善しつつありますが、恒常的な円高や原油価格の高騰など、まだまだ懸念材料は多く、経営環境は厳しい状況で推移することが予想されます。

そのため当社グループは、グループ各社の結束をさらに強め、高い物流品質を維持し、より良いサービスを提供できるよう努めてまいります。また、これまで同様、厳しい環境下で確実に利益を確保するため、業務の更なる効率化・合理化を進めていきます。

設備面では、今期竣工させた志布志支店の新倉庫（2,011㎡）や、鹿島支店常陸那珂地区の新物流施設（6,564㎡）が本格的に業績に寄与してまいります。さらに、川崎支店や博多支店でも集荷拡大を図るため、倉庫機能を拡充いたしました。これからも適時、経営基盤を拡充し、収益向上に努めてまいります。

また、昨年の川崎支店埠頭施設に続き、耐震化を目的とした大阪支店事務所棟の建て替えを行うなど、BCPの確実性をより高めるとともに、今後とも施設や設備の安全確保に積極的に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成20年度 第98期	平成21年度 第99期	平成22年度 第100期	平成23年度 第101期 (当期)
営業収入 (百万円)	32,341	29,915	31,231	34,484
経常利益 (百万円)	922	822	1,298	1,536
当期純利益 (百万円)	358	379	75	973
1株当たり当期純利益 (円)	4.65	4.92	0.97	12.63
総資産 (百万円)	42,701	42,632	41,928	41,669

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成20年度 第98期	平成21年度 第99期	平成22年度 第100期	平成23年度 第101期 (当期)
営業収入 (百万円)	26,396	24,998	25,976	29,097
経常利益 (百万円)	1,088	817	1,123	1,560
当期純利益 (△は当期純損失) (百万円)	340	273	△93	893
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失) (円)	4.40	3.54	△1.21	11.57
総資産 (百万円)	40,929	40,832	39,977	39,615

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社東洋埠頭青果センター	100百万円	当社の出資比率 100%	港湾運送業、倉庫業
株式会社東洋トランス	100	同 100	航空貨物代理店業、国際複合一貫輸送業
東京東洋埠頭株式会社	50	同 100	一般貨物荷役業、特定労働者派遣事業
鹿島東洋埠頭株式会社	30	同 75.5	港湾運送業、一般貨物荷役業
志布志東洋埠頭株式会社	20	同 90	港湾運送業、一般貨物荷役業、自動車運送業、倉庫業
東永運輸株式会社	20	同 100	自動車運送業
〇〇〇東洋トランス	1,000万ルーブル	同 100%	倉庫業、国際複合一貫輸送業
〇〇〇T B東洋トランス	145	同 100	通関業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、国内総合物流事業、国際物流事業の二つの事業別セグメントで構成されております。

各事業の概要は次のとおりです。

① 国内総合物流事業

倉庫業：倉庫施設（普通倉庫、サイロ、青果物倉庫、冷蔵倉庫等）における貨物の保管並びに入出庫作業および荷捌作業を主とする業務

港湾運送業：大型荷役機械を使用するバラ貨物の海陸一貫作業や本船荷役作業、ターミナルでのコンテナ取扱作業などを主とする業務

自動車運送業：貨物自動車等による輸配送を主とする業務

その他の業務：海上運送や通関、施設賃貸や工場構内作業を主とする業務

② 国際物流事業

東洋トランスとロシア現地法人である〇〇〇東洋トランス、〇〇〇TB東洋トランスによる国際輸送、倉庫、通関を主とする業務

(8) 主要な営業所

本店：東京都中央区晴海一丁目8番8号

支店：東京支店(東京都)・川崎支店(神奈川県)・東扇島支店(神奈川県)・大阪支店(大阪府)・博多支店(福岡県)・鹿島支店(茨城県)・志布志支店(鹿児島県)

事業所：大井事業所(東京都)

重要な子会社：株式会社東洋埠頭青果センター(大阪府)・株式会社東洋トランス(東京都)・東京東洋埠頭株式会社(東京都)・鹿島東洋埠頭株式会社(茨城県)・志布志東洋埠頭株式会社(鹿児島県)・東永運輸株式会社(大阪府)・〇〇〇東洋トランス(モスクワ)・〇〇〇TB東洋トランス(モスクワ)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
国内総合物流事業	602名	5名増
国際物流事業	120名	2名減
合計	722名	3名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
282名	6名減

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	4,507 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,717
株式会社みずほコーポレート銀行	3,717
農林中央金庫	1,483
第一生命保険株式会社	1,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 258,300,000株
(2) 発行済株式の総数 77,400,000株
(3) 株主数 7,315名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	6,690 千株	8.65 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,743	6.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,428	4.43
株式会社みずほコーポレート銀行	3,428	4.43
朝日生命保険相互会社	2,667	3.45
矢古宇保	2,318	3.00
東京海上日動火災保険株式会社	2,150	2.78
明治安田生命保険相互会社	2,078	2.68
太陽生命保険株式会社	2,006	2.59
三井住友海上火災保険株式会社	1,847	2.39

(注) 持株比率は自己株式（144,961株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	鈴木 毓 夫	
代表取締役社長	三 浦 等	
取締役	辻 典 良	大阪支店長
取締役	原 秀 敏	川崎支店長
取締役	萩 原 卓 郎	経理部長兼情報システム部、施設部担当
取締役	原 匡 史	業務部長兼営業部、経営企画部担当
監査役（常勤）	茂 木 有 司	
監 査 役	露 木 繁 夫	第一生命保険株式会社 取締役専務執行役員
監 査 役	加 藤 朋 行	

- (注) 1. 監査役 露木繁夫氏および加藤朋行氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役 加藤朋行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、監査役 露木繁夫氏および加藤朋行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 執行役員の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当
辻 典 良	常務執行役員 大阪支店長
高 沢 由 二	常務執行役員 鹿島支店長
原 秀 敏	執行役員 川崎支店長
萩 原 卓 郎	執行役員 経理部長兼情報システム部、施設部担当
原 匡 史	執行役員 業務部長兼営業部、経営企画部担当
藤 永 孝 行	執行役員 青果営業部長兼川崎支店副支店長兼青果部長
清 水 隆 二	執行役員 東京支店長兼港運部長兼国際営業部担当
相 座 政 夫	執行役員 総務部長兼業務監査部担当
白 井 邦 良	執行役員 東扇島支店長
山 口 哲 生	執行役員 博多支店長
西 修 一	執行役員 志布志支店長

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	114百万円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	25百万円 (8百万円)
合計 (うち社外役員)	10名 (2名)	140百万円 (8百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬等の額には、直前の定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数人は、取締役6名および監査役3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況および当社と当該他の会社との関係
 - ・監査役 露木繁夫氏は、当社の筆頭株主である第一生命保険株式会社の取締役専務執行役員であります。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・監査役 露木繁夫氏は、当該事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査役会7回すべてに出席しております。他社における経営者としての立場および当社の株主としての立場から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - ・監査役 加藤朋行氏は、当該事業年度に開催された取締役会16回、監査役会7回すべてに出席しております。公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役 露木繁夫氏および加藤朋行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34 百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行が独立性の保持または監査の適正を欠くと判断した場合、監査役会と連携をとり、解任または不再任の決定を行う方針です。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを最重要課題の一つとして職務の執行に当たるよう教育、指導を徹底する。

イ. コンプライアンス委員会の活動については、取締役会、監査役会に報告する。

ウ. 当社及びグループ各社は企業の社会的責任を十分認識し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては法令に則し毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、執行役員会等の議事録及び職務執行に関する重要な稟議書等の文書は、法令及び当社の文書規程に基づいて管理、保存する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 事業上のあらゆるリスクに対処し、リスク全般を統括する組織として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、予防対策及び有事の対策を講じる。
 - イ. リスク管理委員会の下部組織としてリスク管理に関するワーキンググループを組織し、各事業所におけるリスクの把握、対策等を講じる。
 - ウ. 特に人命尊重、安全の確保には重点を置き、「全社ゼロ災推進本部」「支店ゼロ災推進本部」を設置し、ゼロ災活動を強化する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、経営の効率化を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するため、執行役員制度を導入している。取締役会は迅速な意思決定と経営の監督を掌ることとし、取締役会の決定に基づき執行役員が業務執行を迅速且つ効率的に行っていく。
 - イ. 毎月定例の取締役会のほか、必要に応じて取締役会を開催して迅速に意思決定し、機動的に業務を執行する体制とする。
 - ウ. 経営会議を臨機に開催して、業務執行上の重要課題について掘り下げて議論し、戦略を練る。
 - エ. 毎月執行役員会及び全国支店長会議を開催し、業務執行状況を確認するとともに経営方針の徹底を図る。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 使用人の職務の執行に当たっては、会社職制規程、職務分掌規程に従って責任体制、担当範囲を明確にする。
 - イ. 内部監査として業務監査部が定期的に業務監査を実施し、各業務の適法性について監査する。
 - ウ. コンプライアンス委員会が、随時コンプライアンスについて教育、広報を行う。
 - エ. 「行動の指針」を実践し、関係法令、社会のルールを遵守することを徹底する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社のコンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括し、推進していくとともに、企業グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、グループ各社のコンプライアンスを推進する。
 - イ. グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ当社が予算管理を行うとともに、定期的に業務執行状況の報告を求め、また重要案件の事前協議を実施する。
 - ウ. 当社の業務監査部が定期的にグループ各社の業務監査を実施し、適法性について監査する。

エ. 当社の監査役とグループ各社の監査役がグループ内の業務の適正を図るための連携を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助すべき使用人を必要とする旨申し出があった場合は、監査役と協議して補助すべき使用人を業務監査部の要員の中から選任する。

- ⑧ 監査役スタッフである使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事考課等は、監査役と協議して行う。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

イ. 取締役又は使用人は、業務執行に関する重要事項について監査役に報告する。

ウ. 業務監査部は、業務監査の結果を監査役に報告する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることができる。

イ. 常勤監査役は取締役会のほか経営会議、執行役員会及び全国支店長会議をはじめ重要な会議に出席する。

ウ. 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行い連携を図っていく。

エ. 監査役は、業務監査部と連携を図りながら監査を行う。

オ. 監査役会は、定期的に社長と面談し、意見の交換を行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,908	流 動 負 債	13,552
現金及び預金	2,260	営業未払金	3,215
受取手形及び営業未収入金	4,618	短期借入金	7,165
原材料及び貯蔵品	139	リース債務	51
前払費用	151	未払法人税等	647
繰延税金資産	300	未払金	1,198
その他	448	設備関係支払手形	264
貸倒引当金	△ 11	その他	1,009
固 定 資 産	33,760	固 定 負 債	10,494
有形固定資産	27,194	長期借入金	8,521
建物及び構築物	15,921	リース債務	85
機械及び装置	2,675	繰延税金負債	1
船舶及び車両運搬具	134	退職給付引当金	1,085
工具、器具及び備品	93	役員退職慰労引当金	64
土地	8,266	資産除去債務	540
リース資産	90	その他	195
建設仮勘定	13	負 債 合 計	24,047
無形固定資産	216	純 資 産 の 部	
リース資産	47	株 主 資 本	17,582
その他	168	資本金	8,260
投資その他の資産	6,349	資本剰余金	5,182
投資有価証券	4,214	利益剰余金	4,192
長期貸付金	51	自己株式	△ 52
繰延税金資産	470	その他の包括利益累計額	6
その他	1,692	その他有価証券評価差額金	△ 35
貸倒引当金	△ 79	為替換算調整勘定	41
資 産 合 計	41,669	少数株主持分	33
		純 資 産 合 計	17,622
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	41,669

(百万円未満切捨)

連結損益計算書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収入		34,484
営業原価		31,261
営業総利益		3,222
販売費及び一般管理費		1,640
営業利益		1,581
営業外収益		336
受取利息	3	
受取配当金	103	
受取地代家賃	87	
持分法による投資利益	2	
その他	140	
営業外費用		382
支払利息	334	
その他	47	
経常利益		1,536
特別利益		391
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	380	
特別損失		55
固定資産除却損	28	
投資有価証券評価損	15	
貸倒引当金繰入額	11	
税金等調整前当期純利益		1,872
法人税、住民税及び事業税	849	
法人税等調整額	41	
少数株主損益調整前当期純利益		981
少数株主利益		8
当期純利益		973

(百万円未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			少数株主 持 分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	8,260	5,182	3,451	△52	16,841	79	32	112	25	16,978
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当			△231		△231					△231
当 期 純 利 益			973		973					973
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0					△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0					0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△114	8	△105	7	△97
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	741	△0	741	△114	8	△105	7	643
当 期 末 残 高	8,260	5,182	4,192	△52	17,582	△35	41	6	33	17,622

(百万円未満切捨)

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,175	流動負債	13,076
現金及び預金	2,185	営業未払金	2,801
受取手形	36	短期借入金	3,417
営業未収入金	3,972	長期借入金 (一年以内返済)	4,087
原材料及び貯蔵品	130	リース債	50
前払費用	136	未払金	1,154
立替金	218	未払費用	428
短期貸付金	165	未払法人税等	599
繰延税金資産	265	預り金	114
その他	74	設備関係支払手形	264
貸倒引当金	△ 10	その他	158
固定資産	32,440	固定負債	9,916
有形固定資産	27,018	長期借入金	8,487
建物	12,891	リース債	84
構築物	3,125	退職給付引当金	587
機械及び装置	2,632	役員退職慰労引当金	47
車両運搬具	14	資産除去債務	540
工具器具及び備品	69	その他	168
土地	8,181	負債合計	22,992
リース資産	90	純資産の部	
建設仮勘定	13	株主資本	16,663
無形固定資産	208	資本金	8,260
ソフトウェア	16	資本剰余金	5,182
港湾等施設利用権	128	資本準備金	4,276
その他の施設利用権	18	その他資本剰余金	905
リース資産	45	利益剰余金	3,247
投資その他の資産	5,212	その他利益剰余金	3,247
投資有価証券	3,146	固定資産圧縮積立金	322
関係会社株式	326	買換資産積立金	443
長期貸付金	1,357	別途積立金	670
従業員長期貸付金	49	繰越利益剰余金	1,811
差入保証金	224	自己株式	△ 27
長期前払費用	896	評価・換算差額等	△ 40
繰延税金資産	327	その他有価証券評価差額金	△ 40
その他	176	純資産合計	16,622
貸倒引当金	△ 1,290	負債及び純資産合計	39,615
資産合計	39,615		

(百万円未満切捨)

損 益 計 算 書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営 業 収 入		29,097
営 業 原 価		26,447
営 業 総 利 益		2,650
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,088
営 業 利 益		1,561
営 業 外 収 益		344
受 取 利 息 及 び 配 当 金	135	
そ の 他	208	
営 業 外 費 用		346
支 払 利 息	337	
そ の 他	8	
経 常 利 益		1,560
特 別 利 益		380
固 定 資 産 売 却 益	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	376	
特 別 損 失		217
固 定 資 産 除 却 損	28	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	162	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	11	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,722
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	772	
法 人 税 等 調 整 額	56	829
当 期 純 利 益		893

(百万円未満切捨)

株主資本等変動計算書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算 差 額 等	純資産 合 計		
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金								自己株式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計					
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	8,260	4,276	905	5,182	1,259	297	411	670	△52	2,585	△27	16,001	67	16,068
当期変動額														
利益準備金の取崩					△1,259				1,259	—		—		—
固定資産圧縮積立金の積立						31			△31	—		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩						△6			6	—		—		—
買換資産積立金の積立							40		△40	—		—		—
買換資産積立金の取崩							△8		8	—		—		—
剰余金の配当									△231	△231		△231		△231
当期純利益									893	893		893		893
自己株式の取得											△0	△0		△0
自己株式の処分			△0	△0							0	0		0
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)													△108	△108
当期変動額合計	—	—	△0	△0	△1,259	25	31	—	1,864	662	△0	661	△108	553
当期末残高	8,260	4,276	905	5,182	—	322	443	670	1,811	3,247	△27	16,663	△40	16,622

(百万円未満切捨)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月21日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 洋史 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 南山 智昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月21日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 洋史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南山 智昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月28日

東洋埠頭株式会社 監査役会

監査役(常勤)	茂木有司	⑩
監査役(社外監査役)	露木繁夫	⑩
監査役(社外監査役)	加藤朋行	⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的に配当を継続するという基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、270,392,637円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期が満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	すずき いく お 鈴木 毓夫 (昭和17年10月15日生)	昭和41年4月 当社に入社 平成8年6月 取締役川崎支店副支店長 平成10年10月 取締役東扇島支店長 平成12年6月 取締役川崎支店長 平成13年6月 常務取締役川崎支店長 平成17年6月 代表取締役社長 平成22年6月 代表取締役会長（現任）	108,512株
2	みうら ひとし 三浦 等 (昭和21年8月18日生)	昭和47年4月 当社に入社 平成12年6月 取締役鹿島支店長 平成17年6月 取締役常務執行役員川崎支店長 平成22年6月 代表取締役社長（現任）	60,000株
3	つじ のり よし 辻 典良 (昭和24年4月24日生)	昭和48年4月 当社に入社 平成16年6月 取締役営業本部副本部長兼営業部長 平成17年6月 取締役執行役員営業本部長兼営業部長 平成20年6月 取締役執行役員大阪支店長 平成21年6月 取締役常務執行役員大阪支店長（現任）	38,205株
4	はら ひで とし 原 秀敏 (昭和27年5月3日生)	昭和51年4月 当社に入社 平成16年6月 東京支店長 平成19年6月 執行役員東京支店長 平成20年6月 執行役員営業部長 平成21年6月 取締役執行役員営業部長 平成22年6月 取締役執行役員川崎支店長（現任）	45,139株
5	はぎ わら たく ろう 萩原 卓郎 (昭和34年9月15日生)	昭和57年4月 当社に入社 平成21年6月 執行役員経理部長 平成22年6月 取締役執行役員経理部長兼情報システム部、施設部 担当（現任）	8,000株
6	はら まさ ふみ 原 匡史 (昭和34年11月12日生)	昭和60年4月 当社に入社 平成19年6月 経営企画室長 平成20年6月 経営企画部長 平成21年6月 執行役員経営企画部長 平成22年6月 取締役執行役員業務部長兼営業部、経営企画部担当 （現任）	17,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役竹下正己氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
竹下正己 (昭和21年12月17日生)	昭和46年7月 弁護士登録 同年同月 原秀男法律事務所(現原合同法律事務所)に入所 平成21年4月 原合同法律事務所代表 現在に至る	0株

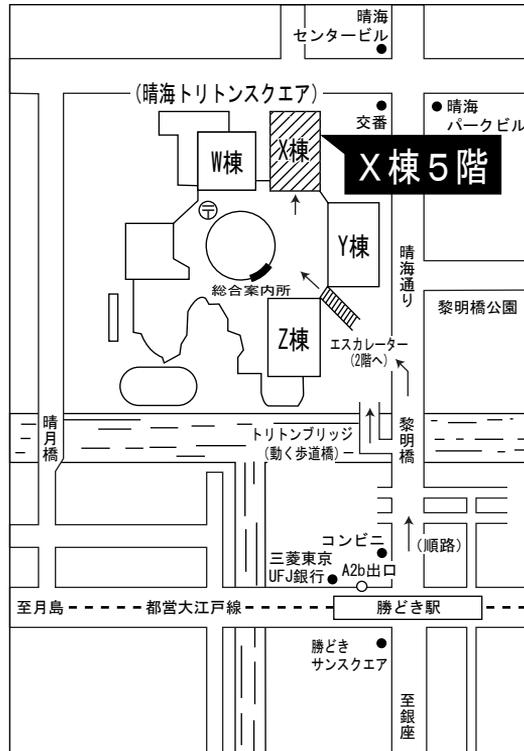
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹下正己氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 竹下正己氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、補欠監査役候補者とするものであります。
4. 竹下正己氏が監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海トリトンスクエア X棟 5階
オフィスタワーX貸会議室2
T E L (03) 5560-2701



都営地下鉄大江戸線 勝どき駅 (A2b出口) 下車
徒歩8分